

聖籠町告示第8号

聖籠町妊産婦健康診査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年2月15日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町妊産婦健康診査実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町妊産婦健康診査実施要綱（平成21年聖籠町告示第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

聖籠町妊産婦健康診査実施要綱

第1中「妊産婦の」を「妊婦の」に、「妊産婦健康診査」を「妊婦健康診査」に改める。

第2を削る。

第3中「妊産婦」を「妊婦」に改め、第3を第2とする。

第4中「一般健康診査においては14回、精密健康診査については適宜実施する。」を「14回以内とする。」に改め、第4を第3とする。

第5中「及び精密健康診査を要すると認めた場合交付する。」を「に交付する。」に改め、次の項を加える。

2 本町以外で妊娠届出をした妊婦が本町に転入した場合は、健康診査の受診状況を確認し、必要と認めた場合に受診票を交付する。

第5を第4とし、第6を第5とする。

第7（見出しを含む。）中「一般健康診査」を「健康診査」に、「次のとおりとする。」を「、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年厚生労働省告示第226号）第二に規定する内容とする。」に改め、第7中各号を削り、第7を第6とする。

第8を削る。

第9の見出しを「（委託料）」に改め、第9中「次によるものとする。」を「別に定める。」に改め、第9の各号を削り、第9を第7とし、第10を第8とする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。